

訪問型職場適応援助者助成金

他の企業で雇用される障害者に対して、**訪問型職場適応援助者を派遣し職場適応援助をおこなった場合に申請できる助成金**で、自社の障害を持つ従業員は対象外となります。

支給額は、以下のいずれかです。

1日の支援時間の合計が4時間未満の場合	1日につき8,000円
精神障害者の支援の合計が3時間未満の場合	
1日の支援時間の合計が4時間以上の場合	1日につき16,000円
精神障害者の支援の合計が3時間以上の場合	

出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「訪問型職場適応援助者助成金 企業在籍型職場適応援助者助成金」

原則として支給対象になるのは1日につき1名分のみで、その他の助成金などを受けている場合は差し引いた残りの額が支給される仕組みです。